

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	37,866,776 千円	△4,131,327 千円	9,209,894 千円	24.3%	15.9%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 667,675 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	577人	2,326,998 千円	1,060,723 千円	699,779 千円	4,087,500 千円	7,084 千円	6,724 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.8歳	390,954円	595,432円
政令指定都市平均 (水道事業)	43.9歳	372,901円	559,202円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額 (平成26年度)		1人当たり平均支給額 (平成26年度)	
1,655,536円		1,639,667円	
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
(1.45月分)	(0.70月分)	(1.45月分)	(0.70月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職加算	管理職手当の月額	・管理職加算	管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成26年度 2,352万円		平成26年度 2,283万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		293,359千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		513,468円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	577人	12%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額（平成26年度決算）		19,345千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		75,048円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		44.5%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
作業手当	給水装置センター給水管理係、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該業務に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。 1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員又は浄水場浄水係員が当該業務に従事したとき。 2 水道水質課の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 給水装置センター給水管理係、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口徑管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		7,497千円	従事した日1日につき 甲額 330円
			3,262千円	従事した日1日につき 乙額 280円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	給水装置センター給水管理係、及び北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		3,709千円	従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については660円)
交替勤務手当	配水工事事務所、水運用センター及び浄水場の交替制勤務職員		3,355千円	夜勤1回につき 950円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		1,520千円	従事した日1日につき 800円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	259,634千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	584,760円
支給実績（平成25年度決算）	267,656千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	492,921円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 15,300円</li> <li>・他の扶養親族 6,800円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	90,860千円	273,060円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 16,500円</li> <li>(経過措置 持家 2,500円)</li> </ul>	同じ	—	37,545千円	81,756円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円</li> <li>・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	68,697千円	191,448円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌	勤務1時間当たりの給与額	同じ	—	14,848千円	211,620円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
	日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	×100分の25 ×勤務時間（実働時間）				
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ	—	26,166千円	1,012,860円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	8,063,454 千円	△297,187 千円	1,739,152 千円	21.6%	12.8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 49,786 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	94 人	386,945 千円	167,071 千円	110,105 千円	664,121 千円	7,065 千円	6,679 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	48.9歳	399,299円	613,096円
政令指定都市平均 (工業用水道事業)	45.3歳	380,346円	555,916円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,644,643円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,639,667円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45月分) (0.70月分)	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45月分) (0.70月分)
(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成26年度 2,256万円		平成26年度 2,283万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		48,297千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		518,388円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	94人	12%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額（平成26年度決算）		3,490千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		77,412円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		47.6%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度決算）	左記職員に対する支給単価
作業手当	配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該業務に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		215千円	従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員又は浄水場浄水係員が当該業務に従事したとき。 2 水道水質課の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき（同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。）。		1,772千円	従事した日1日につき 乙額 280円
	配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		63千円	従事した日1日につき 丙額 990円 （土木職の職員については660円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
交替勤務手当	配水工事事務所、水運用センター及び浄水場の交替制勤務職員		1,438千円	夜勤1回につき 950円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	32,200千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	522,864円
支給実績(平成25年度決算)	29,666千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	366,246円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度(平成25年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

#### カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の 扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満 の加算 5,000円	同じ	—	9,665千円	251,028円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500円 (経過措置 持家 2,500円)	同じ	—	4,910千円	76,020円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円~31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	12,450千円	76,020円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時~翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	—	6,627千円	257,352円
管理職手当 (国では 俸給の特 別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円~116,000円	同じ	—	5,863千円	963,816円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	45,986,488 千円	△520,562 千円	3,579,307 千円	7.8%	8.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 721,805 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	409 人	1,607,141 千円	725,921 千円	682,981 千円	3,016,043 千円	7,374 千円	6,874 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.9歳	376,000円	571,670円
政令指定都市平均 (下水道事業)	44.6歳	375,161円	572,245円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,593,975円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,639,667円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.70月分)	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.70月分)
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~15%に相当する額

(注1) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。



イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成26年度 2,286万円		平成26年度 2,283万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		202,797千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		494,928円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	409人	12%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額（平成26年度決算）		19,652千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		110,352円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		43.4%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行なわれる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。		327千円	勤務1回につき 650円
用地等折衝業務手当	下水道部の職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		0千円	従事した日1日につき 140円
汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備系の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		623千円	従事した日1日につき 甲額 750円
	下水道水質課の職員（工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。）又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理を行なう業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。		18,681千円	従事した日1日につき 乙額 500円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において行なう業務に従事したとき。		0千円	従事した日1日につき 甲額300円

	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるものを除く。）。	20千円	従事した日1日につき 乙額140円
--	---	------	----------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	171,222千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	480,396円
支給実績（平成25年度決算）	135,064千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	376,222円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成26年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 15,300円</li> <li>・他の扶養親族 6,800円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	50,146千円	246,516円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 16,500円</li> <li>（経過措置 持家 2,500円）</li> </ul>	同じ	—	25,760千円	87,744円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合は 55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000円～31,600円</li> <li>・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	56,246千円	213,192円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	13,597千円	224,736円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ	—	32,549千円	1,017,156円

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	9,702,279 千円	▲4,354,886 千円	4,072,718 千円	42.0 %	49.3 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	527 人	2,063,690 千円	1,426,369 千円	582,659 千円	4,072,718 千円	7,728 千円	7,014 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	47.7歳	388,225円	520,869円
政令指定都市平均（バス事業）	47.3歳	353,585円	579,271円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	49.3歳	383人	385,969円	517,842円	営業用バス運転手	48.8歳	476,300円	1.09
政令指定都市平均	47.7歳	439人	344,624円	569,947円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
川崎市	6,214,104円	5,715,900円	1.09

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3ケ年平均）

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,105,615円		1,639,667円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
（1.45月分）	（0.70月分）	（1.45月分）	（0.70月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分		自動車運送事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成26年度 1,696万円		平成26年度 2,283万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		261,663千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		496,515円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	527人	12%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額（平成26年度決算）		15,035千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		38,354円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		74.38%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給

			(平成26年度決算)	単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	15,035千円	10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	939,886千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	1,879,772円
支給実績(平成25年度決算)	891,534千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	1,682,139円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度(平成25年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	99,457千円	195,398円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500円 (経過措置 持家 2,500円)	同じ	—	36,133千円	70,988円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000円～31,600円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	32,620千円	63,217円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	—	24,401千円	47,288円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 76,900円～116,000円	同じ	—	17,174千円	1,073,400円

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	37,884,685 千円	△7,326,914 千円	11,961,030 千円	31.6 %	37.7 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 67,058 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	1,317人	4,746,798 千円	3,289,475 千円	1,917,830 千円	9,954,103 千円	7,558 千円	6,963 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成27年4月1日現在)

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	42.9歳	526,855円	1,650,590円
	看護師	35.4歳	302,787円	540,574円
	事務職員	41.4歳	395,088円	752,088円
政都 令市 指平 定均	医師	44.3歳	540,993円	1,415,398円
	看護師	37.4歳	296,400円	481,078円
	事務職員	42.2歳	369,260円	603,595円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,454,352円		1,639,667円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
（1.45月分）	（0.70月分）	（1.45月分）	（0.70月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 管理職手当の月額</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5～20%</li> <li>・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額</li> </ul>	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分	病院事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	平成26年度 2,214万円		平成26年度 2,283万円		

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

#### ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		615,138千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		466,014円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%（医師以外）	1,218人	12%
	15%（医師、 歯科医師）	191人	

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額（平成26年度決算）		348,781千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		347,738円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		76.22%			
手当の種類（手当数）		10種類			
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		348,781千円	月額8,000円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額2,000円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき		勤務1回につき 3,600円～7,200円
感染症病原体接触手当		医師	感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務		従事した日1日につき 140円 ただし、1回の勤務が2 暦日にわたる場合のうち 従事した日の勤務時間が 2時間未満のときは、 支給しない
		看護師	感染症病棟患者の看護業務		
		臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務		
		臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務		
		ハウスキーパー及び用務員	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業務手当		精神病患者等の入院のための移送業務に従事する者	精神病患者等の入院のための移送業務		1件につき140円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
放射線接触手当	放射線を人体に照射する業務等に従事する者	放射線を人体に照射する業務等		従事した日1日につき250円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
救急患者診療手当	病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	夜間休日（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急の外来患者の診療に従事したとき		1件につき1,000円 ただし、緊急入院手当が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
緊急入院手当	(1) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行ったとき（当該患者の緊急入院受入れ（夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。）が行われた場合に限り。）		1件につき5,000円 ただし、緊急入院手当（2）が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
	(2) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	緊急入院受入れを行ったとき		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給される時は、支給しない
待機手当	病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。）	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		1回につき2,000円
分娩手当	病院に勤務する医師（複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。）	分娩業務に従事したとき		1件につき10,000円 ただし、多胎分娩の場合は、1件とする
管理職員診療等業務手当	病院に勤務する医師等（管理職員に限る。）	正規の勤務時間外又は休日等に診療その他の管理者が別に定める業務に従事したとき		1時間につき5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	1,210,030千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	1,102,031円
支給実績（平成25年度決算）	1,167,816千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	1,125,063円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成26年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成26年度決算）
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	異なる	期間及び月額	587,522千円	3,125,119円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 15,300円</li> <li>・他の扶養親族 6,800円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円</li> <li>・15歳以上22歳未満の加算 5,000円</li> </ul>	同じ	—	68,903千円	237,598円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家 16,500円</li> </ul> （経過措置 持家 2,500円）	同じ	—	92,712千円	124,614円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円</li> <li>・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。</li> </ul>	同じ	—	142,609千円	120,651円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間（実働時間）	同じ	—	121,222千円	181,199円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務1回につき 6,000円 ・5時間以下の勤務は 3,000円	同じ	—	7,066千円	201,909円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 76,900円～145,100円	同じ	—	61,342千円	1,115,324円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 8,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	同じ	—	0千円	0円